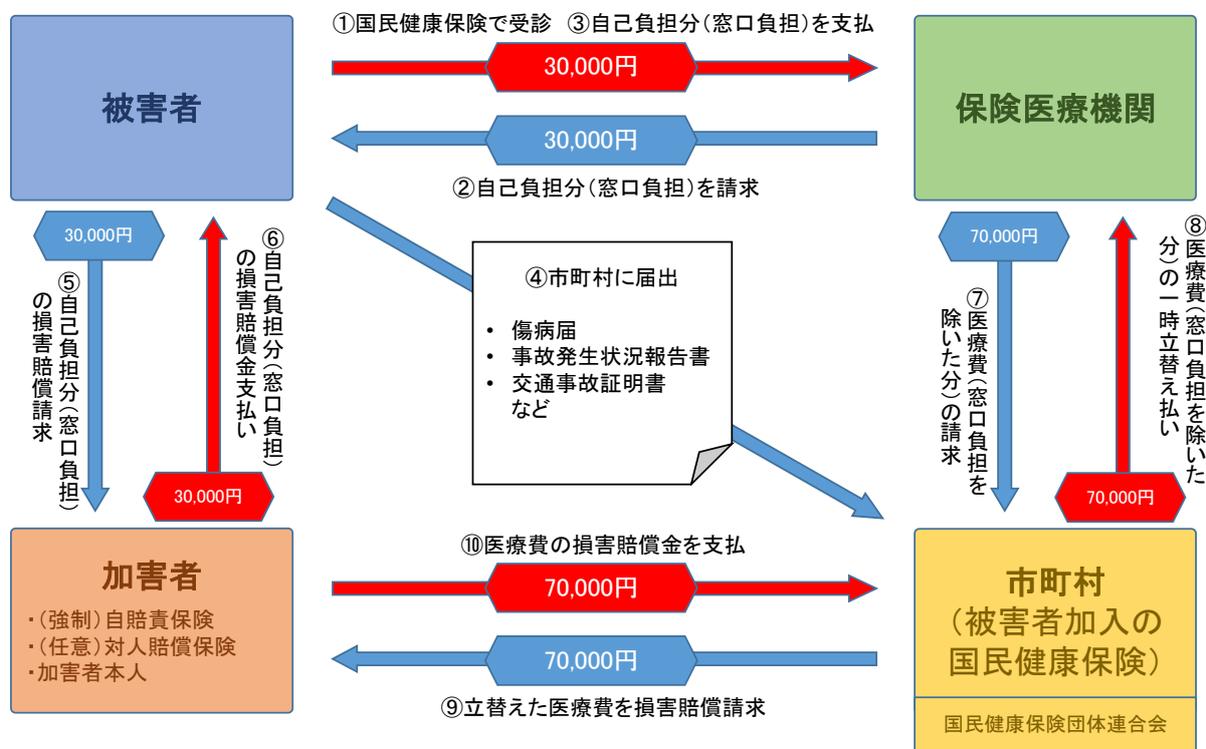


# 交通事故等で国民健康保険を使って治療を受けたときの医療費の流れ

例) 治療に10万円の医療費がかかり、国保給付7割(自己負担3割)だった場合



事故による治療費: 100,000円



当事者間でのやり取り

市町村が上図⑧の立替え払いを行ったことで、国民健康保険法第64条第1項の規定に則り、被害者が加害者に対して持つ損害賠償請求権が市町村に移る。

市町村が取得した損害賠償請求権の行使にあたって、国民健康保険法第64条第3項の規定により、国民健康保険団体連合会に請求事務を委託。(上図⑨の請求行為の委託)

損害賠償請求。(上図⑨の請求)

## 国民健康保険法抜粋

(損害賠償請求権)

**第六十四条** 保険者は、給付事由が第三者の行為によって生じた場合において、保険給付を行つたときは、その給付の価額(当該保険給付が療養の給付であるときは、当該療養の給付に要する費用の額から当該療養の給付に関し被保険者が負担しなければならない一部負担金に相当する額を控除した額とする。次条第一項において同じ。)の限度において、被保険者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

**2** 前項の場合において、保険給付を受けるべき者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、保険者は、その価額の限度において、保険給付を行う責を免かれる。

**3** 保険者は、第一項の規定により取得した請求権に係る損害賠償金の徴収又は収納の事務を第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会であつて厚生労働省令の定めるものに委託することができる。